

第6問

平成17年11月17日19時30分頃、Y(当時51歳)がA小学校沿いの路上に設置されたゴミ集積所前で自転車にまたがったままゴミを捨てていたところ、そこを通りかかったX(当時41歳)がYを不審に思い声を掛けたことから口論となった。

怒鳴りあううちにXは腹が立ち、集積所にあったビンや缶を入れるケースに乗ってYの顔面を手拳で1発殴打し、直後に走って逃走した。(第一行為)

Yは、やられたらやり返すという気持ちで、自転車でXを追跡して90メートルほど進んだところで追いつき、自転車に乗ったまま右腕を水平に伸ばし、いわゆるリアアットの要領で背後からXの首付近を強く殴打した。(第二行為)

Xはこれにより前方に倒れたがすぐに起き上がり、護身用に携帯していた特殊警棒を上着のポケットから取り出し、Yに対してその顔面や防御しようとした左手を数回殴打する暴行を加え、よって同人に顔面挫傷、左手小指中節骨骨折の加療3週間を要する傷害を負わせた。(第三行為)

Xはいかなる罪責を負うか。

参考判例：最高裁判所第二小法廷決定平成20年5月20日